

各医療機関管理者 様

福岡市保健所長 田中 雅人  
(保健医療局保健所感染症対策課)

### 麻しん（はしか）を念頭に置いた診療について（お願い）

本市保健医療行政につきましては、特段のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、9月19日に熊本県菊池保健所管内で発生した麻しん患者の行動歴を確認したところ、福岡市内の施設利用等がありましたので、お知らせします。

引き続き、積極的に検査を行ってまいりますので、下記のとおり、麻しんを念頭においた診療などにご対応とご協力をいただくとともに、特に、麻しん患者との接触が疑われる患者の受診においては、「発熱」「発しん」「カタル症状」のいずれか1つでも症状がある場合は、保健所にご相談いただき、発熱等の症状がある方を受診する場合は、その他の方と導線を分けていただくようお願いいたします。

また、麻しんを疑われる患者に処方された場合は、患者等から調剤を行う薬局に対して事前に一報するようにご指導くださいますよう、併せて貴会員医療機関にご周知方よろしくをお願いいたします。

### 記

- 1 発熱や発しんを呈する患者を診察した際は、麻しんの可能性を念頭に置き、麻しんの罹患歴及び予防接種歴を確認するなど、麻しんを意識した診療を行うこと。  
特に、麻しん患者との接触者に対しては、積極的に行政検査を検討すること。
- 2 麻しんを疑った場合には、特定感染症予防指針に基づき、臨床診断をした時点で、感染症法第12条に基づき、まず臨床診断例として直ちに福岡市保健所（Tel791-7081）に連絡の上、届出を行う。
- 3 診断においては、血清IgM抗体検査等の血清抗体価の測定を実施するとともに、地方衛生研究所等でのウイルス学的検査（※）の実施のため、保健所の求めに応じて検体（咽頭ぬぐい液、血液、尿）を提出すること。  
（※）血清IgM抗体は、他の疾患でも交差的に陽性となることがあることから、必ずウイルス遺伝子検査を実施する必要がある。また、麻しんの疫学調査において、ウイルスのゲノム配列は極めて重要であることから、保健所は、感染症法15条に基づき、診断医療機関に対し、検体の提出を求めることがある。
- 4 麻しんの定期予防接種（第1期：1歳児、第2期：小学校就学前の1年間）の対象で、未接種の方に対して、早めに予防接種を受けるなど接種勧奨を行うこと。

#### 【報告・相談先】

福岡市保健医療局保健所感染症対策課  
TEL 092-791-7081  
FAX 092-406-5075

令和8年9月24日 15:00現在

保健医療局 保健所 感染症対策課 担当 加藤、葛原 電話 791-7081

## 麻疹（はしか）患者の利用施設について

令和8年9月19日、熊本県菊池保健所管内において、麻疹患者の発生があり、患者の行動歴を確認したところ、福岡市内の施設及び公共交通機関等の利用がありました。周囲に感染させる可能性のある時期に、次のとおり不特定多数の方と接触した可能性があることが判明しましたのでお知らせします。

### 1 患者が利用し、不特定多数の方と接触した可能性のある施設、公共交通機関

| 利用日等     | 時間帯             | 利用した施設等                |
|----------|-----------------|------------------------|
| 9月13日(日) | 12時00分頃         | 博多バスターミナル              |
|          | 12時00分頃～14時00分頃 | 西鉄バス（ひのくに号）<br>博多～武蔵ヶ丘 |

※ 各施設等へのお問合せはご遠慮ください。現在、当該施設を利用しても感染の恐れはありません。

※ 上記日時に当該施設等を利用された方は、体調に注意し、麻疹を疑う症状（別紙1）が現れた場合、必ず事前に医療機関に連絡し、麻疹の疑いがあることを伝えた上で、受診してください。

※ 受診の際は、公共交通機関等の利用を控え、医療機関の指示に従ってください。

### 2 熊本県菊池保健所管内で発生した麻疹患者について

詳細は熊本県ホームページ（以下 URL）をご確認ください。

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/30/280696.html>

### 《市民のみなさまへ》

麻疹は予防接種で防げる病気です。麻疹の定期予防接種（第1期：1歳児、第2期：小学校就学前の1年間）の対象で、未接種の方は、かかりつけ医に相談し、早めに予防接種を受けましょう。

本情報提供は、感染症の拡大防止のために行うものであり、患者やその家族・関係者等を特定する行為や各施設への風評被害がないよう、格段の御配慮をお願いします。

## 麻疹（はしか）について

- 麻疹（はしか）は、感染力はきわめて強い感染症で、感染すると10～12日後に、発熱や咳、鼻水といった風邪のような症状が現れ、2～4日熱が続いた後、39℃以上の高熱と発疹が出現するとされています。
- 麻疹ウイルスの感染により免疫が一時的に低下し、細菌やウイルス等による二次感染を受けやすくなり、また合併症により重症化する可能性があります。
- 肺炎や脳炎などの重篤な合併症がみられることがあり、注意が必要です。

## 《感染予防とまん延防止のために》

- 麻疹は、感染力がきわめて強く、手洗いやマスクのみでの予防はできず、症状が出る前日から、ヒトからヒトへ感染させるとされています。
- 予防接種は、自分が感染しないためだけでなく、周りの人に感染を広げないためにも有効です。
- 医療・教育関係者や、海外渡航を計画されている方は、麻疹の予防接種歴を確認し、明らかに場合は予防接種を検討してください。
- 麻疹の予防接種歴がない方で、麻疹を疑う症状が現れた場合、事前に医療機関に連絡し、指示に従って受診してください。

## 《麻疹の予防接種について》

- 1歳になったら1回、小学校入学前の1年間にもう1回予防接種を受けましょう。  
「生後12月から生後24月に至るまでの間にある者」及び「5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者」は、予防接種法に基づく定期の予防接種を受けることができます。
- 上記以外の方で、麻疹の予防接種を希望される場合は、任意接種（費用は自己負担）を医療機関で受けることができます。
- 麻疹の流行がみられる国に渡航される方は、予防接種をご検討ください。なお、海外の流行情報は検疫所のホームページ（<http://www.forth.go.jp/>）で確認することができます。

## 《参考情報》

麻疹について（厚生労働省ホームページ）

[https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/measles/index.html](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/measles/index.html)

麻疹とは（国立健康危機管理研究機構ホームページ）

<https://id-info.jihs.go.jp/infectious-diseases/measles/detail/index.html>